

## 支払調書送付について

慣例として送付しておりました支払調書の件、本年より送付対象を年間支払額5万円超の方のみ送付とさせていただきます。

なお、ご連絡をいただければ、金額にかかわらず作成送付いたします。

学会経費削減のため、ご理解ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

問合せ先

高分子学会 事務局 財務・労務課

E-mail : fukuoji \* spsj.or.jp

(\*を@に置き換えてください)